

北海道大学大学院経済学院  
会計情報専攻（専門職大学院）入学試験

平成 31 年度 専門科目（共通科目）会計学 試験問題

試験期日：平成 30 年 8 月 28 日  
試験時間：9 時 00 分～10 時 30 分

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 受験番号は、監督員の指示にしたがって解答用紙の指定された箇所に記入しなさい。
3. 解答は、解答用紙の指定された箇所に記入しなさい。
4. 試験場退出は試験開始 30 分が経過するまで認めない。

## 会計学

問題Ⅰ～問題Ⅲのすべてに解答しなさい。

問題Ⅰ．以下の1～4のすべての問題に答えなさい。

1．財務会計の概念フレームワークに関する次の文章を読んで（A）から（E）にあてはまる語句を答えなさい。

わが国でも多くの会計基準が公表されるようになって後、概念フレームワークを設定する必要性が唱えられた。そこで企業会計基準委員会は平成16年7月に「財務会計の概念フレームワーク」を公表した。その後、平成18年12月には上記フレームワークの第2版が公表されたが、その内容は（A）の目的、（B）の質的特性、（C）の構成要素、（C）における認識と測定によって構成される。

（A）の目的について討議資料では「投資者による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような、企業の財務状況の開示」と規定されているが、この様な考え方はFASB概念フレームワークが最初に掲げた（A）の目的と一貫する主張となる。また（B）は配当制限、税務申告、金融規制などを行う上で必要となる。（B）の質的特性では、（D）有用性が（B）に求められる最も基本的な特性とされる。その上で（D）有用性という特性は、（D）目的に関連する情報であり、一定の水準で信頼できなければならない。（C）の構成要素では、資産と負債の定義から純資産、（E）の定義を導出し、（E）とは別に純利益についても定義を定め、純利益と関連させて収益と費用の定義をしている。

2．株主資本等変動計算書の表示原則に関する次の文章を読んで（F）から（K）にあてはまる語句を答えなさい。

会社法において純資産は株主資本と株主資本以外（評価・換算差額等、

( F ), ( G ))に分類される。このうち株主資本は資本金, ( H ), ( I ), その他資本剰余金, その他利益剰余金から構成され, それぞれの計数については一定の手続きを経れば変更することが可能である。更に金銭等による剰余金の配当や ( J ) の取得も行うことができるため, 資本以外の変動や当期純利益または ( K ) の計上による純資産の変動状況について表示するために作成されるのが株主資本等変動計算書である。

3. 債務に関する次の文章を読んで ( L ) から ( R ) にあてはまる語句を答えなさい。

( L ) とは現在は債務となっていないが, 将来一定の事象が生じた場合に経済的資源を放棄, もしくは引き渡す可能性のある債務を言う。 ( M ) と似ているが, ( L ) は ( M ) よりも発生の可能性が低いと言われている。 ( L ) が確定債務となった場合, 企業に損失をもたらすことがあり, その財政状態や ( N ) に重大な影響を及ぼす。そのため発生の可能性が高まり, 合理的に金額を見積もることが可能な場合に ( O ) を設定し, それ以外の場合には ( P ) による開示が求められる。

( L ) の例としては手形遡及義務や債務保証がある。手形遡及義務とは ( Q ) や裏書きされた手形の振出人などによって手形金額の支払いが成されない場合に, 振出人の代わりに支払を行う義務を言う。債務保証とは子会社などの他企業の債務に対して保証を行い, その企業が債務 ( R ) に陥った場合, その企業に代わって債務を弁済しなければならない義務を言う。

4. 金融資産の評価基準に関する次の文章を読んで ( S ) 並びに ( T ) にあてはまる語句を答えなさい。

売掛金, 受取手形, 貸付金の様な金銭債権は金融資産であるため, 「金融商品会計基準」によれば ( S ) で評価することも考えられるが, これらについては例外的に ( T ) により評価する。理由として売掛金, 受取手形, 貸付金の様な金銭債権には市場が存在しない場合が多く, 客観的な ( S ) で

評価することが困難だからである。従って金銭債権は貸倒見積高に基づいた  
貸倒引当金を控除して評価する。

問題Ⅱ. 以下の 1 ~ 4 のすべての問題に答えなさい.

1. 当工場は、累加法による工程別総合原価計算を採用している。以下の【資料】にもとづいて、第 1 工程の完成品総合原価（ A ），完成品単位原価（ B ），月末仕掛品原価（ C ），第 2 工程の完成品総合原価（ D ），完成品単位原価（ E ），月末仕掛品原価（ F ）を計算しなさい。月末仕掛品の評価は、第 1 工程が先入先出法、第 2 工程が平均法によって計算する。

【資料】

1) 生産データ（単位：個）

	第 1 工程	第 2 工程
月初仕掛品	50 (0.5)	40 (0.5)
当月投入	<u>1,325</u>	<u>1,300</u>
合 計	1,375	1,340
月末仕掛品	<u>75 (0.4)</u>	<u>60 (0.6)</u>
完 成 品	<u>1,300</u>	<u>1,280</u>

\*直接材料はすべて第 1 工程の始点で投入されており、( ) 内の数値は加工進捗度を表している。

2) 原価データ（単位：円）

	第 1 工程		第 2 工程	
	直接材料費	加工費	前工程費	加工費
月初仕掛品	11,800	7,550	17,140	8,632
当月投入	278,250	326,250	?	388,800

2. 以下の取引を仕訳しなさい。

1) 材料 100,000 円を掛けで購入した。購入にさいしては、購入代価の 5%

を材料副費として予定配賦している（G）。

2) 当月の材料副費実際発生額は 7,000 円であったため、上記の予定配賦額との差額を材料副費配賦差異勘定に振り替えた（H）。

3. 次の【文章】は、原価計算基準から抜粋したものである。空欄（I）～（K）に入る用語を答えなさい。

#### 【文章】

原価は、集計される原価の範囲によって、（I）原価と（J）原価とに区別される。（I）原価とは、一定の給付に対して生ずる（I）の製造原価又はこれに（K）を加えて集計したものといい、（J）原価とは、そのうち一部分のみを集計したものをいう。

4. 当社は公式法変動予算による標準原価計算を採用している。次の資料に基づいて、製品 X に関する製造間接費の標準原価差異分析を行い、製造間接費の総差異（L）、予算差異（M）、能率差異（N）、操業度差異（O）について、それぞれ答えなさい。ただし、予算差異と能率差異は変動費部分と固定費部分を区別せず総括して算定すること。なお、解答に際して、不利差異の場合は金額の前に「-（マイナス）」を付記し、有利差異の場合は金額のみを記入すること。

#### 【資料】

1) 製品 X の製造間接費に関する原価標準

(標準作業時間) (標準配賦率)

$$2 \text{ 時間} \times 1,800 \text{ 円} = 3,600 \text{ 円}$$

2) 製造間接費の標準配賦率のうち変動費率は 700 円である。

3) 当月の製造間接費予算： 59,400,000 円

4) 当月の実際製造間接費： 59,390,000 円

5) 当月の実際作業時間 : 32,900 時間

6) 当月の生産データ：ただし( )内の数値は加工進捗度を示している。

月初仕掛品 800 個 (50%)

当月完成品 16,000 個

月末仕掛品 1,200 個 (50%)

問題III. 以下の1～2のすべての問題に答えなさい.

1. 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（監査証明府令）によれば、公認会計士または監査法人は、監査報告書において監査人の責任として以下の項目を記載しなければならないとされている。（ A ）～（ I ）に当てはまる語を答えなさい。なお、同じ記号には同じ用語が入る。

（1）監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は（ A ）の立場から財務諸表等に対する（ B ）を表明することにあること。

（2）監査が一般に公正妥当と認められる（ C ）に準拠して行われた旨。

（3）（ C ）は監査を実施した公認会計士又は監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な（ D ）を得ることを求めていること。

（4）監査は財務諸表項目に関する監査（ E ）を得るための（ F ）を含むこと。

（5）監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた（ G ）の評価も含め全体として財務諸表等の（ H ）を検討していること。

（6）監査（ F ）の選択及び適用は監査を実施した公認会計士又は監査法人の判断によること。

（7）財務諸表監査の目的は、（ I ）の有効性について意見を表明するためのものではないこと。

（8）監査の結果として入手した監査（ E ）が（ B ）表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

2. 次の（1）から（6）について、公認会計士が行ってよいことには○、行ってはいけないことには×を付しなさい。

（1）財務諸表監査を担当している会社の経営者から、監査以外に財務諸表の作成にあたっても示唆がほしいと依頼され、後の監査の際に問題が生じな

いように適宜アドバイスを行った。

(2) 今まで監査を行っていた会社の監査人をやめ、後任の監査人（公認会計士）に交替することになった際に、後任の監査人から監査の引き継ぎにあたって監査人であった自分（公認会計士）だけが知り得た被監査会社の情報の提供を求められたが、断った。

(3) 自分が所属していない監査法人が監査を行っている会社の経営者から、その監査法人から監査に際して指示された指導内容に納得できないので、まったく別の公認会計士である自分に見解を求めたいと言われ、これを引き受けた。

(4) 自分は公認会計士であるが税理士登録もしているので、経営者の求めに応じて、自分が公認会計士として監査を行っている会社の法人税申告書の作成も税理士として担当した。

(5) 自分が金融商品取引法監査を行っている会社から、同社の非常勤の社外監査役にも就任してほしいと依頼を受け、引き受けた。

(6) 金融商品取引法監査を行っている会社が、会社法上の大会社にも該当するため、両者の監査を行うことにして、それぞれの法律に基づいた監査報告書を別個に作成し、それぞれに自分が署名捺印した。